

議案第 8 号

日野町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について

日野町営バスの管理及び運行に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町営バスの管理及び運行に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

施設の名称変更に伴うバス停の名称変更。

2 改正内容

日野町営バス根雨宿・病院線の起点名称をサンプラザ前から金持テラスひの前に改正する。

3 附則

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

日野町営バスの管理及び運行に関する条例の一部を改正する条例

日野町営バスの管理及び運行に関する条例（平成17年日野町条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
路線名	起点	主な経過地	終点	路線名	起点	主な経過地	終点
略				略			
板井原・真住線	根雨駅前	根雨小東、板井原、高尾、金持、三土、横路、三栗	根雨駅前	板井原・真住線	根雨駅前	根雨小東、板井原、高尾、金持、三土、横路、三栗	根雨駅前
根雨宿・病院線	金持テラスひの前	根雨駅前、根雨上町、野田	日野病院前	根雨宿・病院線	サンプラザ前	根雨駅前、根雨上町、野田	日野病院前

附 則

この条例は平成31年4月1日から施行する。